

東京都公報

発行
東京都

目次

告 示

- 公共測量の終了（十件）……………一
- ……………（都市整備局都市基盤部調整課）…
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………三
- ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 建築基準法による意見の聴取（二件）……………三
- ……………（都市整備局市街地建築部調整課・多摩建築指導事務所建築指導第一課）…
- 建築基準法による一団地の区域……………四
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…
- 宅地建物取引業法による行政処分……………四
- ……………（住宅政策本部民間住宅部不動産課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：（環境局環境改善部化学物質対策課）…四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………五
- ……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…
- 介護保険法による指定市町村事務受託法人の指定（二件）：（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）…六
- 介護保険法による指定調査機関の廃止……………七
- ……………（同）…
- 東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の休館……………七

○地方公営企業等の労働関係に関する法律による労働組合について、職員のうち労働組合法に規定する者の範囲……………七

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………八

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告 示

●東京都告示第九百十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、日野市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十五日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 測量施行者 日野市
 - 二 測量の種類 公共測量（地図編集）
 - 三 測量の区域 日野市地内
 - 四 測量の期間 令和三年十月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第九百十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
- 二 測量の種類 公共測量（地図編集）
- 三 測量の区域 板橋区及び北区各地内
- 四 測量の期間 令和四年一月十九日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第九百二十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、武蔵村山市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十五日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 測量施行者 武蔵村山市
 - 二 測量の種類 公共測量（地図編集）
 - 三 測量の区域 武蔵村山市地内
 - 四 測量の期間 令和四年一月一日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第九百二十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、多摩市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十五日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 測量施行者 多摩市
 - 二 測量の種類 公共測量（現地測量（数値地形図作

成)

三 測量の区域 多摩市地内

四 測量の期間 令和三年四月一日から令和四年三月二十四日まで

●東京都告示第九百二十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、豊島区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 豊島区

二 測量の種類 公共測量(復旧測量(基準点))

三 測量の区域 豊島区南長崎二丁目及び目白三丁目各地内

四 測量の期間 令和三年七月二日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第九百二十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、豊島区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 豊島区

二 測量の種類 公共測量(復旧測量(基準点))

三 測量の区域 豊島区池袋本町四丁目地内

四 測量の期間 令和三年十一月二十二日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第九百二十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、豊島区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 豊島区

二 測量の種類 公共測量(復旧測量(基準点))

三 測量の区域 豊島区南池袋二丁目、巣鴨四丁目及び高田一丁目各地内

四 測量の期間 令和三年十二月二十二日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第九百二十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、西東京市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 西東京市

二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)

三 測量の区域 西東京市西原町二丁目及び西原町五丁目各地内

四 測量の期間 令和四年二月二十日から同年三月三十一日まで

日まで

●東京都告示第九百二十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、八王子市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 八王子市

二 測量の種類 公共測量(復旧測量(基準点))

三 測量の区域 八王子市別所二丁目地内

四 測量の期間 令和四年二月一日から同年四月十九日まで

●東京都告示第九百二十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)

三 測量の区域 青梅市成木三丁目及び成木四丁目各地内

四 測量の期間 令和三年八月三十日から令和四年二月二十八日まで

●東京都告示第九百二十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき上板橋駅南口駅前東地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

上板橋駅南口駅前東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和三年三月二十六日から令和十三年三月三十一日まで

三 施行地区

板橋区上板橋一丁目及び二丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

板橋区上板橋一丁目二十三番九号

令和三年三月二十六日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和四年六月十五日

●東京都告示第九百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第六項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住

所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。
令和四年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時

令和四年六月二十三日（木曜日）午後二時から

二 公聴会を行う場所

東京都庁第二本庁舎三階建設工事紛争審査会室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先

東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当（東京都庁第二本庁舎三階）
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三（五三八八）三三三四

四 公聴会を行う理由

次の建築許可をするため

建築主住所氏名

中央区月島一丁目三番二号佃権月島ビル七階
月島三丁目北地区市街地再開発組合

建築敷地

中央区月島三丁目一八〇一番一ほか

地域地区

第二種住居地域、商業地域、防火地域、第一種特別工業地区、月島三丁目北地区第一種市街地再開発事業及び月島三丁目北地区地区計画（再開発等促進区を定める地区計画）

工事種別及び用途

新築
共同住宅、保育所、児童福祉施設等、スポーツの練習場、物品販売業を営む店舗、飲食店、自動車車庫及び自転車駐車場

敷地面積

約一〇、〇七六平方メートル

建築面積

約六、八三六平方メートル

延べ面積

約一四四、六三九平方メートル

構造及び

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

階数 地上五十八階地下二階

高さ 一九七・六五メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

●東京都告示第九百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第三項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所にに対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和四年六月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

一 公聴会を行う日時

令和四年六月二十一日（火曜日）午後四時から

二 公聴会を行う場所

東大和市役所 会議棟二階 第四・第五会議室
東大和市中央三丁目九百三十番地

三 書面の提出先

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当（東京都立川合同庁舎二階）
立川市錦町四丁目六番三号
電話〇四二（五四八）二〇五六

四 公聴会を行う理由

次の建築許可をするため

建築主住所氏名

東大和市中央三丁目九百三十番地
東大和市

建築敷地 東大和市清原一丁目一番一の一部
 地域地区 第一種中高層住居専用地域、準防火地域、
 二十五メートル第二種高度地区及び東京街
 道団地地区地区計画

申請の概要

工事種別 新築
 及び用途 管理事務所及び公衆便所

敷地面積 約一二、七九七平方メートル

建築面積 約九〇平方メートル

延べ面積 約九〇平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造
 地上一階

高さ 三・九二メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

●東京都告示第九百三十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年六月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名取伸明

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

多摩市諏訪四丁目一番から八番まで、令和四年四月二
 十一番、十二番、十四番の一部、十七日
 五番、十六番、十七番二の一部、二
 十八番、二十九番、諏訪五丁目一番、
 二番一、同番二、十一番、十二番一、
 同番二、十八番二、十九番一、同番

二、二十番、二十五番一から同番三
 まで、同番七、同番九、同番十四及
 び大字関戸字原地千四百九十六番二
 二 認定計画書の縦覧場所
 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦
 町四丁目六番三号)

●東京都告示第九百三十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月十五日

東京都知事 小池百合子

一 被処分者

(一) 商号 GM住販株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 金山 延弘

(三) 主たる事務所の所在地 目黒区目黒一丁目四番十六号 目黒Gビル8階

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九三〇一二号

(五) 免許年月日 令和三年五月二十日

二 処分年月日 令和四年六月七日

三 処分内容 業務の全部の停止十日間(令和四年六月二十二日から同年七月一日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第九百三十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、平成三十一年東京都告示第九十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五

項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月十五日

東京都知事 小池百合子

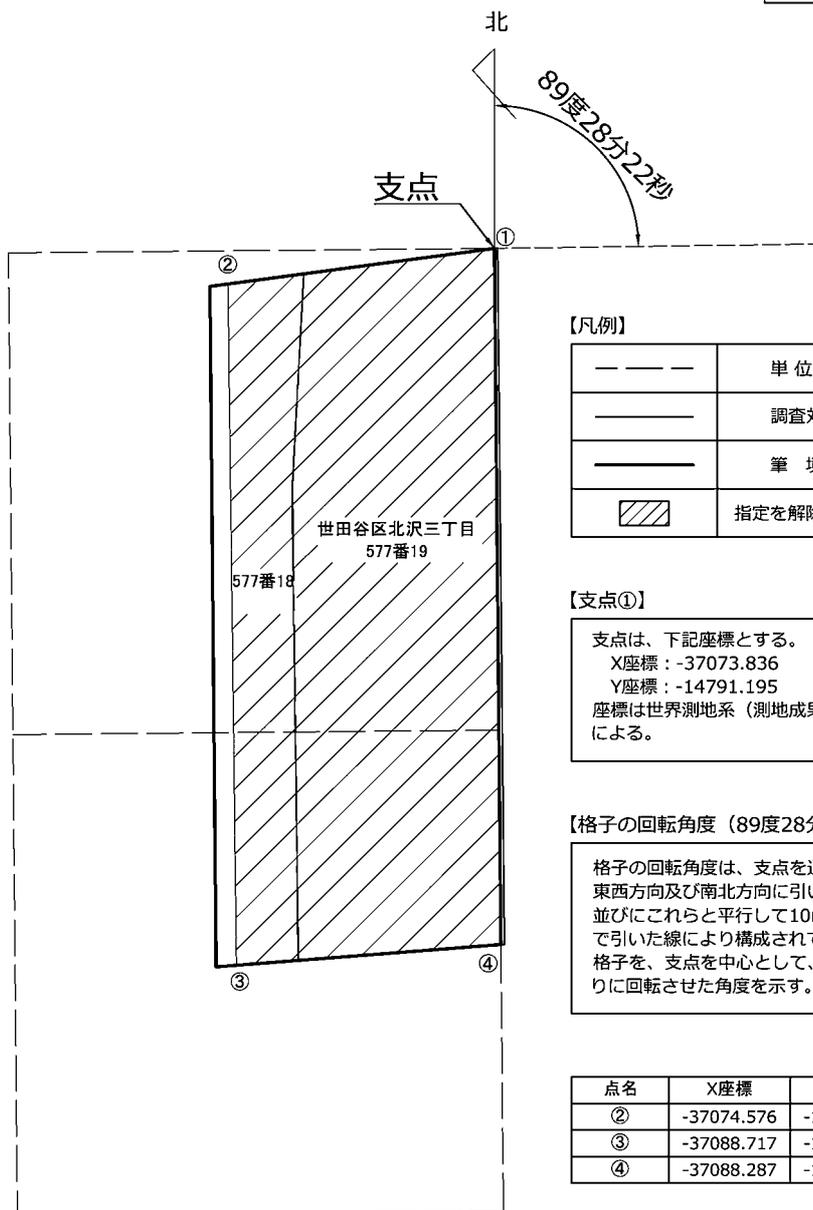
一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区北沢三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シスー・ニージクロロエチレン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

-----	単位区画
-----	調査対象地
—————	筆境界
▨	指定を解除する区域

【支點①】

支點は、下記座標とする。
 X座標：-37073.836
 Y座標：-14791.195
 座標は世界測地系（測地成果2000）による。

【格子の回転角度（89度28分22秒）】

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

点名	X座標	Y座標
②	-37074.576	-14796.680
③	-37088.717	-14796.502
④	-37088.287	-14791.062

●東京都告示第九百三十四号

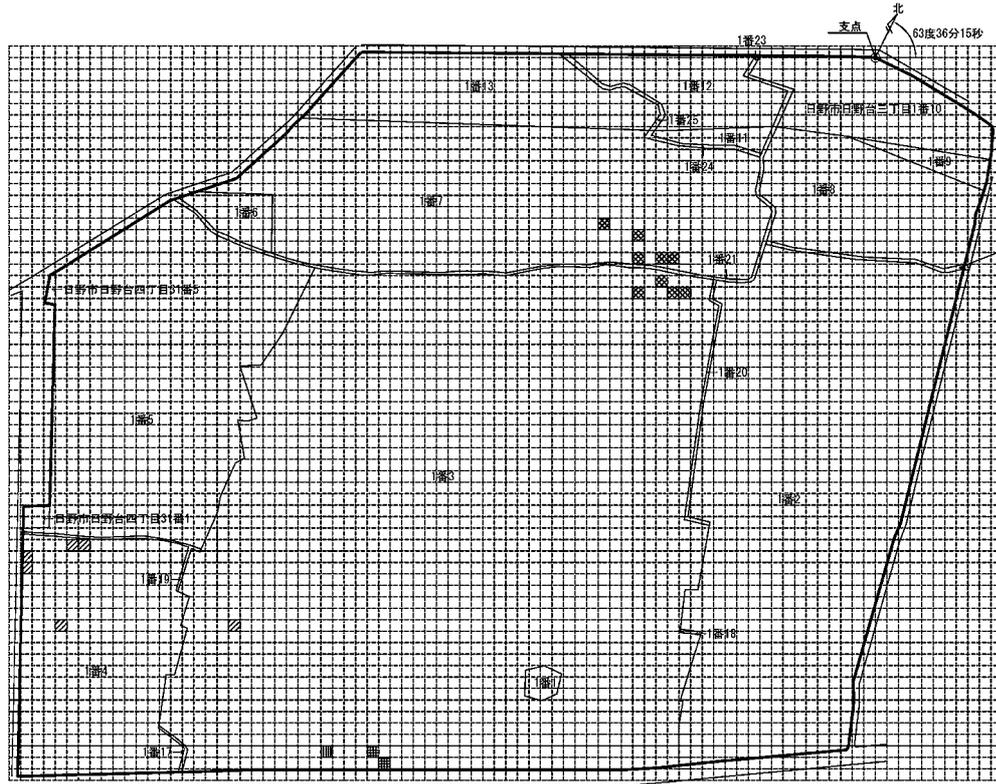
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月十五日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（日野市日野台三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 凡 例
- 形質変更時要届出区域 (平成31年東京都告示第671号により指定された区域)
 - 形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第218号により指定された区域)
 - 形質変更時要届出区域 (令和2年東京都告示第941号により指定された区域)
 - 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
 - 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界

支 点
支点は日野市日野台三丁目1番10の最北端とする。

【格子の回転角度(63度36分15秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百三十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二十四条の二及び介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第十一條の二の規定により指定市町村事務受託法人を指定したので、同令第十一條の六の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 事務所の名称 社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会
- 二 事務所の所在地 渋谷区宇田川町一番一号
- 三 申請者の名称 社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会
- 四 申請者の主たる事務所の所在地 渋谷区宇田川町一番一号
- 五 申請者の代表者 内藤 千世子の氏名
- 六 指定年月日 令和四年四月一日
- 七 受託事務の種類 要介護認定調査事務
- 八 居宅サービス等 なしの提供の有無

●東京都告示第九百三十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二十四条の二及び介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第十一條の二の規定により指定市町村事務受託法人を指定したので、同令第十一條の六の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 事務所の名称 NDC立川認定調査センター
- 二 事務所の所在地 立川市高松町一丁目二十四番五十二号
- 三 申請者の名称 株式会社日本ビジネスデータプロセシングセンター
- 四 申請者の主たる事務所の所在地 兵庫県神戸市中央区伊藤町百十九番
- 五 申請者の代表者の氏名 池 恵二
- 六 指定年月日 令和四年四月一日
- 七 受託事務の種類 要介護認定調査事務
- 八 居宅サービス等の提供の有無 なし

●東京都告示第九百三十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第百十五条の四十一の規定により指定調査機関の廃止を許可したので、介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)第三十七条の九の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 一般社団法人地域ケア総合評価機構
- 二 所在地 足立区柳原一丁目七番八号FKS柳原別館二階
- 三 廃止年月日 令和四年三月三十一日
- 四 許可年月日 令和四年三月二十八日

告 示(教)

●東京都教育委員会告示第三十六号

東京都立図書館館則(昭和六十二年東京都教育委員会規

則第十一号)第四条ただし書及び第十一条ただし書の規定により、東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館を次のように休館する。

令和四年六月十五日

東京都教育委員会

- 一 期日 令和四年七月十五日、同年八月十九日及び同年九月十六日
- 二 理由 設備等の保守点検のため

告 示(労)

●東京都労働委員会告示第五号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条第一号に規定する者の範囲を認定したので、次のとおり告示する。

令和四年六月十五日

東京都労働委員会

- 一 地方公営企業の名称 東京都下水道局
 - 二 労働組合の名称 (一) 全水道東京水道労働組合 (二) 東京水道労働組合
 - 三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲 労働組合法第二条第一号に規定する者
- 勤務箇所 本局
- 次長、技監及び理事
部長及び担当部長
課長、担当課長及び専門課長

総務部総務課課長代理(秘書担当)、課長代理(秘書事務担当)、課長代理(庶務担当)、課長代理(文書担当)、課長代理(法務担当)及び課長代理(調整担当)

総務部企画調整課課長代理(企画担当)

総務部理財課課長代理(財務担当)、課長代理(財政調査担当)、課長代理(予算担当)、課長代理(経営管理担当)及び課長代理(政策連携団体担当)

職員部人事課課長代理(庶務担当)、課長代理(人事担当)、課長代理(人事制度担当)、課長代理(人事指導担当)及び課長代理(コンプライアンス推進担当)

職員部労務課課長代理(労務担当)

本部長、部長及び課長

センター長

所長、副所長及び課長

センター長

所長及び次長

所長、副所長及び課長

認定年月日 令和四年五月二十四日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 西口ビルディング

二 店舗所在地 豊島区西池袋一丁目十六番三号

三 設置者名 株式会社丸井ほか十一名

四 意見

ア 聴取者 豊島区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年五月二十三日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年六月十五日から同年七月十五日
まで。ただし、東京都の休日に関する条
例(平成元年東京都条例第十号)に定め
る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 日本橋丸善東急ビル

二 店舗所在地 中央区日本橋二丁目三番十号

三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社

四 意見

ア 聴取者 中央区長

イ 概要 意見なし
ウ 収受日 令和四年五月三十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年六月十五日から同年七月十五日
まで。ただし、東京都の休日に関する条
例(平成元年東京都条例第十号)に定め
る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 小田急百貨店別館

二 店舗所在地 新宿区西新宿一丁目五番一号

三 設置者名 小田急電鉄株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者 新宿区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年六月一日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年六月十五日から同年七月十五日
まで。ただし、東京都の休日に関する条
例(平成元年東京都条例第十号)に定め
る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 リリオ亀有I街区ビル

二 店舗所在地 葛飾区亀有三丁目二十六番一号

三 設置者名 独立行政法人都市再生機構ほか六十三名

四 意見

ア 聴取者 葛飾区長
イ 概要 意見なし
ウ 収受日 令和四年五月三十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年六月十五日から同年七月十五日
まで。ただし、東京都の休日に関する条
例(平成元年東京都条例第十号)に定め
る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

